



E. T. A. ホフマンの『マヨラート』に見られるプロイセン批判

土屋, 邦子

(Citation)

ドイツ文学論攷, 59:67-76

(Issue Date)

2018-03-25

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004897>



研究ノート

E. T. A. ホフマンの『マヨラート』に見られるプロイセン批判

土屋 邦子

はじめに——研究目的

ホフマンの『マヨラート』*Das Majorat* (1817) は今からちょうど200年前に発表された。その年はルターによる95箇条の提示から300年にあたり、各地の学生組合ブルシェンシャフトがルターを偲んで古城ヴァルトブルクに参集し、宗教改革300周年と解放戦争での勝利を記念して氣勢を上げた。彼らはドイツ統一と国民の権利確立や政治参加を求め、気に入らない書物を焚書にした。この動きは当局には忍び寄る危機の兆候と見なされ、プロイセン政府は徹底した学生運動の弾圧に向かうとともに、出版物や手紙の検閲、集会の禁止、危険人物の検挙を実施した。これに異を唱えた大審院判事ホフマンは煽動活動家擁護の嫌で睨まれプロイセン政府と対立していく。彼はその後も寓話物語の体裁で高級官僚の急所を突く『牡猫ムル』*Lebensansichten des Katers Murr* (1820) や『蚤の親方』*Meister Floh* (1822) を発表した。そして、ついに作品の中で揶揄されたとする人物たちの逆鱗に触れ、反逆罪の嫌疑を掛けられて裁判沙汰にまでなるが、尋問の直前に亡くなる¹。

発表当時ゴシック小説として好評を博した『マヨラート』²の先行研究を概観すると、文学的トポスとしての廃墟や幽霊の持つ意味や³、他作家の作品との影響関係について論究されたものが主流を占めている⁴。男爵家の滅亡と城の崩壊と貴族階級の終焉がパラレルに描かれたロマン主義的恐怖小説としてのみ扱われてきたといえ、当時の政治的な背景については触れられていない。たしかに、作品の成立時期がフランス革命からナポレオン戦争にいたる世紀転換期であったことを考慮して、アンシャン・レژیムの頹廃を揶揄しているのではないかと捉える研究者もいるが⁵、具体的な政治情勢についての言及は見られないのである。

その一方で、大改革か王制復古かの決断を迫られていた1817年は、プロイセンにとって特に重要な年であったとして、同年発表の『マヨラート』は政治的文脈の中で読まれるべきとする指摘も見られることから⁶、作品に政治的メッセージが籠められていても不思議ではない。そこで本研究では、作品発表当時、世間の耳目を

集めた政治的時事問題を念頭に置き『マヨラート』を分析する。その際、題名にも使われているナポレオンが発令した「マヨラート」(Majorat、ラテン語由来のフランス語で通常「世襲領」、あるいは「世襲権」と訳される相続法)に着目し、この作品が、ナポレオン民法典を隠れ蓑にしたプロイセン政府批判の書としても解釈が可能であることを検証する。

1 プロイセンにおける世襲領の歴史的特異性と法令「マヨラート」

作品の考察に入る前に、まずはプロイセン独特の世襲領の起源を俯瞰しておく。プロイセンの世襲制度の起源は12世紀まで遡ることができ、分割、売却の禁止を本質とした。そして、相続すべき土地のない貴族階級の次男以下の子弟のために、プロイセンは侵略行為によって彼らに土地を与えようとしたが、西方にはすでに大国が控えていたため、東方の小国を侵略するしかなかった。そもそもプロイセンとは、バルト海沿岸の一地域に定住する非キリスト教徒の小さな民族名であった。9世紀半ばから、ドイツ騎士修道会によるプロイセン民族のキリスト教化と同時にドイツ人による東方植民地政策が始まった。その後、紆余曲折を経て征服者が非征服者の名を名乗る形でプロイセン王国が1701年に成立し、18世紀にはヨーロッパで最も近代的な軍事官僚国家となった⁷。『マヨラート』の舞台であるクールラント(現ラトヴィア西部のバルト海沿岸地域)は、侵略してきたドイツの貴族が土着のスラブ系農民層の上に、大きな抵抗も受けずにユンカーとして支配階級を形成したという起源を持つ地であった⁸。

こうした経緯を持つプロイセンの世襲領に対し、「マヨラート」とは「皇帝によって大いなる奉仕に褒賞を与えるために、または家長により陛下の同意を得て設定され、氏、紋章、家の栄誉を永久に残すことを目的とし、常に長男子に保留される世代的、継続的、永久的に不可分な信託」⁹であり、1806年、ナポレオン帝政の永続性を担保するために発令された。ナポレオンは1804年3月に民法典を發布し、5月に皇帝となり、12月に戴冠式を行った。そして、民法典をフランスの影響下にある国家に強要することによって、自らのヨーロッパ支配を世界に印象づけていった。

1806年に民法典896条として発令されたこの「マヨラート」は、フランス革命から17年、革命の理念に逆行する法令である。なぜなら、民法典で平等な相続を謳い従来の大土地所有者層を崩壊させる一方で、新たにナポレオンが任命する貴族に「マヨラート」という特権を与え、彼らの支持を基盤に君主の永続性を図るという矛盾があったからである。

1807年、プロイセンにも「マヨラート」が強要された。ドイツ諸邦は「マヨラート」の運用を巡って混乱を来した。法律家の議論も紛糾し、やむなく各大学には「フランス法」の講座が開設され、さらに各地で研修会やセミナーが開催されナポレオン法典の注釈書や具体的手引き書も多数発行された¹⁰。

ちなみに、ドイツ語圏ではナポレオンによって「マヨラート」が強要されるまで、家族世襲財産制に当たる法律用語としてはFamilienfideikommissが用いられ、Majoratは公文書には一度も見られない¹¹。プロイセン独特の東方植民地政策の一環として位置づけられ慣習化しているFamilienfideikommissとMajoratとは、ホフマンにとっては似て非なるものではなかっただろうか。フランス革命を体験し自我に目覚めた市民にとっても、ユンカーによる世襲財産制度そのものが時代に合わなくなり批判的となりつつある中、今さら新しい特権Majoratを受け入れることは許し難いものだったと考えられる。しかし、そのことを公にすることは憚られるので、ホフマンは「マヨラート」を隠れ蓑として用い、ナポレオン批判を行っているように見せかけ、実は、プロイセンの旧体制を批判したのではないか。

1812年、大陸制覇を目指したナポレオンのロシア遠征は失敗に終わり、1813年の「諸国民の戦い」でナポレオンは破局を迎えた。プロイセンの「マヨラート」騒動もナポレオンの失脚と共に立ち消える。『マヨラート』の時代背景は1750年頃からの約半世紀となっており、年代的にドイツ諸邦にはマヨラートという語も概念も未だ存在せず、しかも、作品発表当時にはこの用語はすでに実効性を伴わないものになっていた。それにもかかわらず、ホフマンがあえてこの題名を選んだのは、男爵家の滅亡だけではなく、ナポレオンや封建特権階級の衰滅も仮託し、タイトルと内容の時間的なずれを超えて読み手に溜飲を下げさせるためだったと考えられる。

2 集団的トラウマとしての「マヨラート」とホフマン作品

五十嵐によれば「ナポレオン法典の継受は、ドイツ法史上重要な事件であるにもかかわらず国民的屈辱と受け止められ、近年まで本格的な研究がなされてこなかったばかりか、この問題を扱うことは学問的にも社会的にも長い間タブーになっていた」¹²この風潮は、ドイツにおけるホフマン研究者にも無意識に内面化されていたと推察でき、そこにこそ『マヨラート』の持つコノテーションが等閑視されてきた一番の理由があると考えられるのである。

とはいえ、五十嵐論文の下敷きになったフェーレンバッハ (Elisabeth Ferenbach) の研究書が発表された1974年頃からホフマン研究者の間にも、MajoratやFidei-

kommissに注目してナポレオン法典継受時代の社会情勢を視野に入れた分析が散見されるようになった。たとえば、マンゴルト (Hartmut Mangold) は諦念と克己というキーワードでプロイセンの行き詰まった政治状況を分析している¹³。また、リードル (Peter Philipp Riedl) はアルニムの『世襲相続人たち』*Die Majoratsberren* (1820) とともに『マヨラート』が、近代の財産と相続について市民の自覚を促した作品であるとポジティブに評価している¹⁴。その前提として、アルニムがホフマン同様「マヨラート」を前近代的な悪法として批判的にテーマ化していることを強調している¹⁵。ただしMajoratとFideikommissを同列に扱っており、Majoratが隠し持つ多義的な意味については触れていない。フェッダー (Ulrike Vedder) も「19世紀前半、MajoratとFideikommissは廃止と復興の論争に晒され市民の関心の的になっていた」¹⁶と両者を同列に扱っている。このように政治的な視点から『マヨラート』を扱った研究もあるが、MajoratとFideikommissの違いや、プロイセン政府の「マヨラート」への対応など、細かい点に立ち入った研究はなかったように思われる。

3 『マヨラート』に見られるプロイセン批判

物語は荒廃の進む城と繁栄する村の対比から始まり、城が目に見えない権力衰退の記号として重要な機能を果たすことが暗示されている。18世紀以降、廃墟は怪奇現象を出現させ、不気味さを演出し恐怖を煽るゴシック小説の書き割りとして描かれる傾向がみられる。しかも、廃墟そのものは時間的に固定されたままでその形姿は変化することなく、そこで繰り広げられるドラマのみがストーリーを牽引し、廃墟には物語を動かす力は与えられていない¹⁷。かたや『マヨラート』においては城の崩落プロセスそのものが重要であり、時間と共に変化する城の形姿に大きな意味があると指摘できるだろう。

城は単に物語の舞台であるだけでなく男爵家滅亡のメタファーであり、時間をかけておこなわれる一種の審理に重なる。城を男爵一族を裁く法廷とするなら、崩れゆく城の形姿は時間を追って記録される裁判の法廷記録という解釈もなりたつ。裁かれるのは時代遅れとも気付かず封建権力に固執する尊大な貴族で、無意識下に進む彼らの精神の退廃過程が、荒廃していく城として表象されている。城の崩壊は、権力の象徴である塔から始まり裁きの間の崩落へと進む。これは領主の持つ三大権力¹⁸のひとつ、領主裁判権の消失を意味していると考えられる。

3-1 「マヨラート」をめぐる相克と憎悪の連鎖

男爵家滅亡の発端は、一族の永遠の繁栄を願い世襲制度を定めた老男爵ローデリヒが、天体観測中に不可解な塔の崩壊に巻き込まれて死亡したことである。彼は時代錯誤な星占いで資産を運用し、財産が分散しないことだけに腐心していた。老男爵の死後、長男のヴォルフガングが世襲領を相続するが、彼は弟フーベルトと不仲であった。弟は浪費家で莫大な借金があり、兄に援助を求めるが峻拒されたため、兄に対する憎悪と嫉妬は頂点に達していた。そして、男爵家の顧問弁護士Vの説得にもかかわらず、両者の諍いは熾烈な兄弟喧嘩へ発展する。翌朝、崩壊した塔の底で瓦礫に突き刺さり、死亡している兄を見て彼は気を失う。目覚めた後、Vに「私は兄の死を願った。父がばかげたマヨラートを設定し遺産の最もいいところを兄に与えたからだ。[…] 今や私が世襲領主になったが私は死ぬような恐怖を味わった。[…] もう住む気になれないこの世襲領の管理を頼む」¹⁹と言い残し城を去る。数年後、彼は行政府に遺言状を寄託しロシアの戦場で命を落とす。遺言状には、兄には密かに結婚した女性との間に息子（祖父と同名のローデリヒ）がおり、その息子が正当な世襲相続人であるとして書いてあった。実は、フーベルトが世襲領主になるや否や、次の世襲領主をめぐって彼の二人の息子が諍いを始め、殺人にまで発展しそうな気配だったのである。彼は息子たちを引き離し戦地に送ったが、彼らもロシアで戦死した。家庭を破壊したこれらの出来事は、「マヨラート」が憎しみの連鎖を引き起こし、一族滅亡の原因となっていることを示している。

なお、その後は、ヴォルフガングの長男ローデリヒが、正式の嫡男であることがVの尽力によって証明されて世襲領主となり、相思相愛の仲となったフーベルトの長女ゼラフィーネと結婚する。しかし、彼女は櫓遊び中に転落し非業の死を遂げ、世継ぎに恵まれぬまま男爵家は断絶する。

3-2 「マヨラート」強要をめぐるプロイセン政府の狼狽

『マヨラート』には、ゴシック・ホラー的な要素だけでなく、世襲制度を巡る政治的な背景も透けて見えることから、1817年当時の社会情勢を勘案すれば、前述のマンガルトが示唆しているように体制批判の書であるという可能性も指摘できるのではないか。

批判の対象はナポレオンとプロイセン政府である。ナポレオンについては、民衆の権利の擁護者と自らを任じていた人物が、実は、暴君であり権力の化身として君臨する姿に、ホフマンは欺瞞を嗅ぎ取り、その批判の象徴として「マヨラート」をタイトルに用いたという解釈もあり得る。しかしながら、このナポレオン批判は、

あくまでプロイセン批判のための隠れ蓑といえ、彼が本当に批判したかったのは作品の舞台設定から推察すると、プロイセンが侵略によって手に入れた「世襲領」の制度だったのではないか。というのは、ユンカーと呼ばれた世襲領主たちは、同時に、長年プロイセン政府の高官として指導的な立場にあったが、彼らの支配システムが時代に合わなくなっているにもかかわらず、1817年になってもまだ旧制度に固執していたことが次のシーンに窺えるからである。

語り手テオドルが、かつての城の所在地Rを再訪し往時のことを尋ねた時、馬車駅の書記がパイプを口から離しナイト・キャップをずらしながら「所領監督官はもういない。王室付きの役所ならあるが、所長はまだ眠っている」²⁰と答えた。男爵家は断絶し、領地は王の治める国のものとなり、城も廃墟と化していたのである。

ホフマンは「マヨラート」という言葉を使うことで、「マヨラート」受け入れ時の、世間を騒がせたプロイセンの弱腰な政策に批判の目を向けつつ、本当は、自我意識に目覚めた市民のエネルギーを有機的に束ね統治する民主的な新しい政治システムも役職も未だに生み出せず、旧態依然とした官僚組織に拘泥する当局を批判したかったのではないかと指摘できるのである。

おわりに——今後の課題

これまで幻想作家として扱われることの多かったホフマンの作品を、執筆時代のプロイセンが置かれていた政治的状况に基づきながら、新たに「文学と政治」というテーマで研究を進めていきたい。今後の課題として、『マヨラート』がプロイセン政府の前近代的な体質を批判した書であり、国家と近代的自我に目覚めた市民との理想的な関係を模索した作品として位置づけられることを検証したい。そのためには、当時の新聞や文芸雑誌などの一次資料のさらなる収集とともに、それらの慎重な調査を通じて、当時の政治情勢と一般読者の反応や批評について詳細に分析する必要があると考えられる。また、同年に発表されたホフマンの他の作品、たとえば『誓願』*Das Gelübde*や『石の心臓』*Das steinerne Herz*なども視野に入れた検討が必要であると思われる。

注

- 1 Vgl. Rüdiger Safranski: *E. T. A. Hoffmann. Das Leben eines skeptischen Phantasten*. Frankfurt/M.: Fischer, 2000, S. 487.

- 2 「ゴシック小説」というフレーズは『マヨラート』の紹介に必ず見られる。Vgl. z. B. Christian Begemann: *Das Majorat*. In: E. T. A. Hoffmann-Handbuch. *Leben-Werk-Wirkung*. Hrsg. von Christine Lubkoll und Harald Neumeyer, Stuttgart: J. B. Metzler, 2015, S. 64.
- 3 Wilpert は、この作品を幽霊の登場がリアルに描写された幽霊物語であると解釈している。Vgl. Gero von Wilpert: *Die deutsche Gespenstergeschichte. Motiv-Form-Entwicklung*. Stuttgart: Kröner, 1994, S. 220f.
- 4 たとえば、Gerrekens は、クライストの『ロカルノの女乞食』*Das Bettelweib von Locarno* (1810) の幽霊と『マヨラート』の亡霊ダニエルを比較して論じている。Vgl. Louis Gerrekens: *Von erzählerischer Erinnerung und literarischer Anamnese. Eine Untersuchung zu E. T. A. Hoffmann »Das Majorat«*. In: *Etudes Germaniques* 45, 1990, S. 152-183. またシラーの『視霊者』*Der Geisterseher* (1789) からの影響についてはどの解説書でも必ず触れられている。たとえば、Begemann は、主人公テオドルが、当時ゴシック小説として好評を博していた『視霊者』を読んでいる最中に、ダニエルの亡霊に見舞われるシーンから物語が始まることを重要視して、ホフマンもゴシック小説の形態を念頭に執筆したのではないかと分析し、さらにシラーの『群盗』*Die Räuber* (1781) に見られる父子、兄弟の葛藤のモチーフが転用されていると考察している。Vgl. Begemann: a. a. O., S. 64.
- 5 たとえば、Diebitz は貴族支配の終焉を中心に分析している。Vgl. Stefan Diebitz: »Überhaupt eine gebässige Sache«. E. T. A. Hoffmanns Erzählung »Das Majorat« als Dichtung der Hybris und der Niedertracht. In: *Mitteilungen der E. T. A. Hoffmann-Gesellschaft* 32, 1986, S. 35-49. さらに Freund は亡霊ダニエルの犯行現場への回帰を重要視し、城の崩壊と封建領主の衰退がパラレルに描かれ、頹廃した権力者の終焉を予告した作品であると解釈している。Vgl. Winfried Freund: *Literarische Phantastik. Die phantastische Novelle von Tieck bis Storm*. Stuttgart: Kohlhammer, 1990, S. 75-84.
- 6 Hartmut Mongold: *Das Majorat*. In: E. T. A. Hoffmann-Handbuch. *Leben-Werk-Wirkung*. Hrsg. von Detlef Kremer, Berlin: de Gruyter, 2010, S. 204f.
- 7 セバスチャン・ハフナー著 魚住昌良監修『プロイセンの歴史』東洋書林 2000 年 10 ページ参照。
- 8 同 17 ページ参照。
- 9 稲本洋之助『近代相続法の研究—フランスにおけるその歴史的展開—』岩波書店 1968 年 340 ページ。
- 10 五十嵐清「ドイツにおけるナポレオン法典の継受」『北大法学論集』29 (3-4) 1979 年 443-462 ページ参照。この論文は Elisabeth Ferenbach: *Traditionale Gesellschaft und revolutionäres Recht. Die Einführung des Code Napoleon in den Rheinbundstaaten*. Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht, 1974 を要約したもので、この研究書はナポレオン侵略時代の法制度に初めてメスを入れた画期的な論考とされ、これを皮切りに法学を始め各分野からの研究が本格化する。
- 11 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義—プロイセン農業・土地問題の歴史的考察』勁草書房 1990 年 145 ページ参照。

- 12 五十嵐 前掲書 791 ページ。
- 13 Vgl. Hartmut Mangold: *Gerechtigkeit durch Poesie. Rechtliche Konfliktsituationen und ihre literarische Gestaltung bei E. T. A. Hoffmann*. Wiesbaden: Springer Fachmedien Wiesbaden, 1989, S. 226. さらに König は、当時プロイセンは社会的政治的精神的に危機的な状況に見舞われていたとして、はかない有限を生きる人間にとって永遠とは何かという哲学的な問いで論文を締め括っている。Vgl. Peter König: *Der poetische Charakter des Rechts. »Das Majorat« von E. T. A. Hoffmann*. In: *Internationales Archiv für Sozialgeschichte der deutschen Literatur*, 31.2.2006, S. 203-217. 当時のドイツの相続法については Bernhard Bayer: *Die Erzählung „Das Majorat“ von E. T. A. Hoffmann*. In: *Sukzession und Freiheit. Historische Voraussetzungen der rechtstheoretischen und rechtsphilosophischen Auseinandersetzungen um das Institut der Familienfideikomisse im 18. und 19. Jh.* Berlin: Duncker & Humblot, 1999 を参考にした。なお同書ではホフマンの『マヨラート』にも紙面が割かれており、「マヨラート」の設定は、相続人を操り人形と化し、一族の平和ではなく不和を家族にもたらすとして、「マヨラート」をホフマンが批判的に扱っていることが紹介されている。Vgl. Bayer: a. a. O., S. 257-267.
- 14 Vgl. Peter Philipp Riedl: *Die Zeichen der Krise. Erbe und Eigentum in Achim von Arnims »Die Majoratsberren« und E. T. A. Hoffmanns »Das Majorat«*. In: *Aurora*, 52, 1992, S. 17-50.
- 15 Vgl. Riedl: a. a. O., S. 17.
- 16 Ulrike Vedder: *Majorate. Erbrecht und Literatur im 19. Jh.* In: Sigrid Weigel u. a. (Hrsg.): *Generation. Zur Genealogie des Konzepts-Konzepte von Genealogie*. München: Stefan Willer, 2005, S. 91-107.
- 17 今泉文子『ノヴァーリスの彼方へ ロマン主義と現代』勁草書房 2002 年 183 ページ参照。
- 18 前近代ヨーロッパの封建社会において領主が³有した土地所有権、人身支配権、領主裁判権を指す。
- 19 E. T. A. Hoffmann: *Das Majorat*. In: Ders.: *Sämtliche Werke*. Bd. 3. Hrsg. von Hartmut Steinecke unter Mitarbeit von Gerhard Allroggen, Frankfurt/M: Deutscher Klassiker Verlag, 1985, S. 262.
- 20 Hoffmann: a. a. O., S. 284.

Kurzbericht Forschung

Die Kritik an Preußen in E. T. A. Hoffmanns *Das Majorat*

Kuniko TSUCHIYA

Im Jahr 1817 befindet sich Preußen politisch gesehen an einem Scheideweg, das entweder am Vorabend eines sozialen und politischen Umbruches oder einer Restauration stand. Genauer betrachtet E. T. A. Hoffmann die damalige öffentliche Aufmerksamkeit erregenden Probleme, welche in seinem Werk thematisiert werden. In Bezug auf die Erzählung *Das Majorat* beschäftigt sich die Forschung mit dem sogenannten Ältestenrecht. „Majorat“ ist ein aus dem Lateinischen entlehntes französisches Wort, welches das damalige Erbrecht beschreibt, das 1806 offiziell durch Napoleon zur Sicherung und Fortdauer seiner Regierung eingeführt und populär gemacht worden war. Gerade 1804 hatte Napoleon den kaiserlichen Thron bestiegen und promulgierte bereits das Zivilgesetzbuch, den „Code Napoleon“. Nachdem Preußen 1807 bezwungen worden war, sind viele lästige Probleme aufgrund der Einführung des Majorats entstanden, und es gab ein wüstes Durcheinander. Auch 1813 änderte der Sturz Napoleons nichts am Fortbestand des Majorats, bis es schlussendlich 1848 in Frankreich aufgehoben worden war. Die bisherige Forschung betrachtete *Das Majorat* als eine Art Schauerroman, der von einem unheimlichen Verfall handelt. Jedoch vertrete ich in meinem Studium die Vermutung, dass diese Erzählung in Wahrheit eine Systemkritik an preußischen Regierung darstellt. Da in der damaligen politischen Situation die Unterdrückung bürgerlicher Gedanken um so unnachgiebiger und konsequenter wurde, je stärker sich nationales Gedankengut etablierte, welches im Kampf gegen den Usurpator Napoleon erwachte, wurde die Tarnung eigener Ansichten immer notwendiger. So kann man die Camouflage im Werk von E. T. A. Hoffmann verstehen, womit er seine eigentlichen Ansichten zu verschleiern versuchte. Um dies zu erreichen, erzählte er in *Das Majorat* eine scheinbar harmlose Familiengeschichte, welche bereits weit früher in den 1750er Jahren beginnend sich weit entfernt vom politischen Zentrum Berlin im wüsten Kurland an der Küste des Baltikums abgespielt hatte. Mit dieser Form der Kriminalerzählung verstand es Hoffmann geschickt, die Verantwortung für den Zusammenbruch

nicht direkt der königlichen Familie oder den damals einflussreichsten Kreisen anzu-lasten, sondern dem dürftigen Landadel. Besonders sichtbar wird seine Absicht, der Verfolgung durch die Obrigkeit zu entgehen, wenn man die Wahl des Titels der Erzäh-lung *Das Majorat* unter diesem Gesichtspunkt betrachtet. Am Ende möchte ich vermu-ten, dass Hoffmann in *Das Majorat* an der schwachen Haltung gegen Napoleon und dem alten Umstand der preußischen Regierungssystem kritisiert.